第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

☑ 新規　□ 変更

（宛先）京都府知事	平成　年　月　日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区大手前１丁目７番３１号（ＯＭＭビル）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長　加藤　好文 電話　０６－６９４４－２５２１

主たる業種	普通鉄道業					細分類番号	4 2 1 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	□ 第12条第１項第１号 ☑ 第12条第１項第２号又は第３号 □ 第12条第１項第４号					
計画期間	平成２６年４月から平成２９年３月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より毎年１％ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減プロジェクトにより、エネルギー効率化の改善計画ならびに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度（23～25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		41,643.2 トン	41,226.8 トン	40,810.3 トン	40,393.9 トン	-2.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量		43,280.2 トン	41,226.8 トン	40,810.3 トン	26,080.3 トン	-16.7 パーセント
	目標の根拠		鉄道電力の特色として気象・乗降客数。車両走行距離等により大きく変動するため、正確な目標設定が不可能であるが、条例に基づく目標削減率より努力目標として上記排出量の数値を記載した。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量（車両走行粁/100,000）	45.79	45.33	44.87	44.42	-2.04 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　　）					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		鉄道電力削減PRJの各種取組みより総合原単位年１％削減を目指す。				
重点的に実施する取組の実施計画			基準年度（25）年度	第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考
			87.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	（２６）年度		省エネルギー型信号設備電球（ＬＥＤ化）ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新				
	（２７）年度		省エネルギー型信号設備電球（ＬＥＤ化）ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新				
	（２８）年度		省エネルギー型信号設備電球（ＬＥＤ化）ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。				
	上記の措置を採用する理由		平成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取り組みを導入した。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第１年度（26）年度	第２年度（27）年度	第３年度（28）年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	公共交通利用促進を目的にサイクル＆ライド駐輪場を新設または増設する。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量（14313.6t-CO2）を平成28年度の排出量から差し引いて記載。						

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。